

令和3年2月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和3年2月9日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）
- ② 議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ③ 議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ④ 議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑤ 議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑥ 議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑦ 議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑧ 議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑨ 議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑩ 議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑪ 議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑫ 議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑬ 議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）
- ⑭ 議案第13号 四万十町奨学生審査委員会委員の委嘱について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

7 その他

- ① 卒業式への参加について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

令和3年1月18日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和3年2月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和3年1月18日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和3年1月18日発令

生涯学習課

任用期間：令和3年1月18日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
昭和保育所	調理員	伊賀 栄子	●●●●	

参考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

議案第13号

四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について

四万十町奨学金貸付条例第16条の規定に基づく奨学生審査委員会の委員を下記のとおり町長が委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和3年2月9日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

1 委嘱する委員の氏名等（案）

区分	氏名	住所	備考
学識経験者	岡 澄子	四万十町●●●●	再任
教育委員	横山 順一	四万十町●●●●	再任
民生委員 ・ 児童委員	岩崎 千代喜	四万十町●●●●	再任 窪川地区会長
	津野 修三	四万十町●●●●	再任 大正地区会長
	小野川 益基	四万十町●●●●	再任 十和地区会長

2 委嘱期間

令和3年3月1日 から 令和5年2月28日

参考

○ 四万十町奨学金貸付条例 (抜粋)

平成18年3月20日条例第51号

第2章 奨学生審査委員会

(設置)

第15条 奨学生に係る審査のため、町に奨学生審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第16条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者を町長が委嘱する。

(1) 学識経験者 1人

(2) 教育委員 1人

(3) 民生委員・児童委員 3人（窪川地区1人、大正地区1人、十和地区1人）

(任務)

第17条 委員会は、奨学生の審査について調査及び審議を行い、町長の諮問に応じて答申する。

(委員長及び副委員長)

第18条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたとき委員長の職務を行う。

5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期に同じとする。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が委嘱されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

2 補欠委員は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が第16条第2項の資格要件を有しなくなったときは、その職を失う。

(会議)

第20条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、第4項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員は、三親等以内の親族に直接利害関係のある事件についてはその議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(関係職員の出席)

第21条 町の関係職員は、随時委員会の会議に出席して意見を述べることができる。